

## ライフデザイン研修講師派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性別、年齢を問わず幅広く、人生設計や働き方などを考える機会、職場においてはより働きやすい職場づくりなどについて考える機会を提供することにより、結婚への意識の醸成や働き方の見直し、家事・育児への意識改革、職場におけるワーク・ライフ・バランスへの理解、女性の活躍推進などを図ることを目的に、団体等が開催する研修会等への講師派遣について必要な事項を定める。

### (派遣の対象)

第2条 県内の大学、各種・専修学校、企業、経済団体、教育・福祉関係の事業所、NPO等の活動団体などが主催する働き方、生き方等をテーマとした研修会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体が主催するものを除く。

- (1) 山梨県内に住所を有する団体等が開催するものであること。
- (2) 参加者が概ね20人以上のものであること。(規模については相談)
- (3) 講師の講演時間が概ね120分以内であること。
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。
- (5) 行政や他の団体等からの補助・委託を受けていない研修会等であること。なお、後援については差し支えない。

### (経費負担)

第3条 研修会等の開催に要する経費のうち、講師への謝金及び旅費については、県が負担する。参加者の教材など、このほかに要する費用については、団体等の負担とする。

- 2 前項の規定により県が負担する謝金、旅費の支払いに関する事務は、山梨県県民生活部県民生活・男女参画課が行う。

### (庶務)

第4条 この要綱に関する事務は、山梨県県民生活部県民生活・男女参画課において処理する。

- 2 派遣の手續に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# ライフデザイン研修講師派遣事業実施要領

## (趣旨)

- 第1条 この要領は、「ライフデザイン研修講師派遣事業要綱」(以下「要綱」という。)  
第4条第2項の規定に基づき、ライフデザイン研修の講師派遣に関し、必要な事項を定める。

## (派遣の申請)

- 第2条 講師の派遣を受けようとする主催者は、ライフデザイン研修講師派遣申請書(様式第1号)により山梨県県民生活部県民生活・男女参画課長(以下「課長」という。)に申請しなければならない。申込の受付は予算の範囲内で先着順とする。派遣回数 は1派遣先あたり同一年度において原則1回とする。

## (派遣の決定等)

- 第3条 前条の規定による申請があった場合は、課長は要綱第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは、講師を決定し日程調整を行った上で、ライフデザイン研修講師派遣通知書(様式第2-1号)により申請者に通知するものとする。
- 2 課長は、前項の規定により講師の派遣を行うことを決定したときは、直ちに該当講師に、ライフデザイン研修講師派遣依頼書(様式第2-2号)により講師依頼を行うものとする。
- 3 課長は、第1項の規定により講師の派遣を行わないことを決定したときは、ライフデザイン研修講師派遣通知書(様式第2-3号)により理由を記載の上、申請者に通知するものとする。
- 4 研修会等の実施方法等、詳細については、講師の派遣を受けようとする主催者が直接講師と打ち合わせを行い、決定するものとする。
- 5 研修会等で必要な資料・資材・会場等の手配については、講師の派遣を受けようとする主催者が行うものとする。
- 6 講師の派遣を受けようとする主催者は、必要に応じて研修会等の周知・広報を行うと共に、講演会当日の報道機関による取材に対し協力するものとする。また、講演終了後に県が広報を行う場合、その広報活動へ協力するものとする。

## (結果報告)

- 第4条 講師の派遣を受けた主催者は、該当派遣を受けた研修会等を実施した日から10日以内に、当該研修会等の実施結果を、ライフデザイン研修講師派遣実施結果報告書(様式第3-1号)により課長に報告するものとする。また、アンケート(様式第3-2号)を実施し、結果を提出するものとする。

## (費用の支払い)

- 第5条 課長は、前条の規定による報告書を確認後、速やかに講師に謝金及び旅費を支払うものとする。

## 附 則

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

この要領は、平成27年4月7日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

## ライフデザイン研修講師派遣申請書

平成 年 月 日

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課長 殿

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話

F A X

E-Mail

ライフデザイン研修講師派遣事業要領第2条の規定により、次のとおり講師の派遣を申請します。

研修会等の名称	
研修会等のテーマ及び分野	
派遣希望の日時	(第一希望) 平成 年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分 まで (第二希望) 平成 年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分 まで
派遣場所	(所在地 )
受講対象者及び予定人数	
テーマ・講師等に関する要望事項	

※ 派遣場所を明記した地図を添付してください。

様式第2-1号

## ライフデザイン研修講師派遣通知書

県民男女 第       号  
平成   年   月   日

(主催者名称)   殿

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課長

平成   年   月   日付けで申請のありました「ライフデザイン研修講師派遣」につきましては、次のとおり決定しましたので、ライフデザイン研修講師派遣事業要領第3条第1項の規定により通知します。

なお、研修会等の開催後10日以内に、別紙第3-1号様式により結果を報告願います。併せて別紙第3-2号様式のアンケートを実施し、結果を提出願います。

1 主催者及び研修会等の名称

2 派遣の日時

3 派遣場所

4 派遣する講師

氏   名

5 備考

- ・講演の実施方法等、詳細について必ず講師と事前打ち合わせを行ってください。
- ・講師に対する謝金及び旅費は県から直接支払います。それ以外の必要経費については、貴団体において負担願います。

ライフデザイン研修講師依頼書

県民男女 第 号  
平成 年 月 日

(派遣講師) 殿

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課長

次により開催することとなりました「ライフデザイン研修講師派遣事業」につきまして、講師を御依頼申し上げます。

研修会等の名称	
研修会等のテーマ及び分野	
主 催 者	住所 名称 代表者氏名 担当者氏名 電話 F A X E-Mail
日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分 まで
場所 (別添地図参照)	(所在地 )
受講対象者及び予定人数	
講師への要望事項	

(留意事項)

- ・具体的な打合せ等は、主催者において直接行うこととしています。
- ・研修会等の実施に当たって必要な資料・資材・会場等の手配は、主催者が行いますので、事前に打ち合わせの要請がありましたら、御指導をお願いします。
- ・疑問点等ありましたら、山梨県(県民生活・男女参画課)までお問い合わせください。

様式第2－3号

## ライフデザイン研修講師派遣通知書

県民男女 第 号  
平成 年 月 日

(主催者名称) 殿

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課長

平成 年 月 日付けで申請のありました、ライフデザイン研修講師派遣事業につきましては、次のとおり派遣を行わないことに決定しましたので、ライフデザイン研修講師派遣事業要領第3条第3項の規定により通知します。

- 1 主催者及び研修会等の名称
- 2 派遣を行わない理由

様式第3-1号

## ライフデザイン研修講師派遣実施結果報告書

平成 年 月 日

山梨県県民生活部県民生活・男女参画課長 殿

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

担当者氏名

(電話)

印

ライフデザイン研修講師派遣事業要領第4条の規定により、次のとおり研修会等の実施結果を報告します。

研修会等の名称	
実施日時	
講師氏名	
実施場所	(所在地 )
受講者数 (主な内訳)	男性：__名 女性：__名 合計：__名
研修会等の成果	

※ 様式第3-2号のアンケートと、研修会の開催案内、配布資料や写真、研修会を実施したことがわかる書類を添付してください。

